

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業Q&A（令和6年1月9日時点）

※ 新たに追加・修正したQ&Aは赤字にしております。

※ 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、「感染者と接触があった者」を「濃厚接触者」と読み替えてください。

（全般）

Q1 本事業における感染者の定義はどのようなものか。

A 厚生労働省によると、感染者はPCR検査のほか抗原検査（いずれも自主検査含む）の結果、陽性と判定された者となります。

Q2 施設・事業所として利用者が「感染者と接触があった者」であることを証明するために備えておくべきものはあるか。

A 感染者と接触があった者に対応したことが分かる客観的な資料（記録等）があると望ましいと考えます。

Q3 感染者が発生していない事業所や感染者と接触があった者に対するサービス提供を行っていない事業所は、本事業の補助対象になるか。

A 交付要綱第5条に定める補助対象事業及び補助対象事業所・施設に当てはまらない場合は、補助を受けることはできません。

Q4 職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わずに対象事業所として取り扱って良いか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、対象事業所として取り扱って良いか。

A 差し支えありません（ボランティアは除く）。

Q5 感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も、感染者が発生した事業所とみなされるか。

A 同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所とみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。

（補助対象経費について）

Q6 かかり増し経費に対して、本事業の補助金だけでなく、別の補助事業から補助金を受ける場合は、補助対象となるか。

A 他の補助金にて補助を受けている費用については、二重の補助となるため、補助の対象となりません。そのため、同じ経費を別々の補助金に申請することがないようにしてください。ただし、今回のかかり増し経費として500千円要し、うち、別の補助金にて200千円の補助を受けている場合は、残りの300千円に対しては、本事業において補助対象としてみなすことができます。

Q7 交付要綱第5条（1）の対象事業所・施設等において、感染を防ぐために令和4年4月1日以降に、あらかじめ購入した衛生用品等に要した購入費は補助対象になるか。

A 感染者が発生した時点や感染者と接触した者に対応してサービス提供を行った時点からが補助対象の経費となります。そのため、感染者の発生や感染者と接触した者に対応してサービス提供を行う前に、あらかじめ感染防止として要した経費は対象となりません。

※感染の疑いがあり、その方が検査を受けて感染者となった場合であれば、感染の疑いとなった時点から要した経費は補助対象となります。検査結果が陰性であれば、補助対象とはなりません。

Q8 対象経費については、4月1日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象としてよいか。また、例えば感染者の発生日が令和4年度末でも対象経費の発生が令和5年4月1日以降であれば、対象としてよいか。

A お見込みのとおりです。

Q9 通所系サービスであり、休業要請を受けたり、利用者又は職員に感染者が発生したりはしていないが、訪問サービスを実施した。そのため、交付要綱第5条第1項（1）オに該当する事業所となるが、この場合は、どのような経費が補助の対象となるか。

A 交付要綱第5条第1項（1）オに該当する通所系サービス事業所においては、あくまで訪問サービスの実施に伴うかかり増し経費が補助対象となります（交付要綱第6条第1項（3）の経費）。当該事業所が、通所系サービスを継続するために購入した衛生用品の購入費用や、送迎を少人数で実施する場合に追加で購入した車等の費用は、補助対象となりません。

Q10 施設・事業所の判断で念のためPCR検査（自主検査）を実施した。この経費は補助対象となるか。

A 別記2の要件に該当する場合は補助対象となります。補助対象となる場合は、交付申請書様式の別紙1-4-1または別紙1-4-2で要件確認を行い、行政検査の対象とならなかった経緯を記載の上、提出して下さい。

Q11 「一定の要件に該当する自費検査費用」は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費も含まれるか。

A 別記2の要件を満たす場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費も含まれます。

Q12 複数サービスを実施している事業所の場合、補助基準単価は各サービスの単価合計で申請できるか。

A 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、補助対象となるサービスについて、それぞれの基準単価まで申請できます。サービス毎に申請書を提出してください。

Q13 障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も対象となるか

A 職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いて下さい。

Q14 「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。

A 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。

〈補助対象の具体例〉

清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての筒・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱、バケツなど））

Q15 「感染者又は感染者と接触した者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、どのような物が補助対象となるのか。

A その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、使い捨て食器、おむつなどは補助対象外となります。

ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象となります。

Q16 事業所の清掃を年単位の契約で清掃業者に委託している。コロナ感染が発生した後、消毒清掃を清掃業者が通常の委託料の範囲内で実施した場合、その対応期間分の委託契約料は補助対象となるか。

A この補助金はかかり増し経費（通常のサービス提供時には発生しない経費）に対して交付するものですので、年単位契約のように、コロナ感染発生の有無にかかわらず支出額が変動しない（コロナ感染発生前から元々支払う予定だった）経費は、補助対象外です。

Q17 事業所の運営を休業している間に職員に支払った休業補償は、補助対象となるか。

A 補助対象外です。

（申請について）

Q18 交付申請を行うにあたり、本事業に要した費用の根拠となる資料を提出する必要があるか。

A 都が必要と認めた場合に提出を求める予定です。そのため、適切に管理して下さい。根拠資料がない、金額が確認できない場合は、補助金の返還となります。また、補助事業完了後であっても、交付要綱別記1の15に基づき、会計年度終了後5年間保存する必要があります。

Q19 同一事業所・施設が複数回申請することはできるか。

A 1事業所・施設当たりの補助額の上限を超えていなければ、複数回の申請が可能です。

例えば、就労移行支援事業所の補助基準額は 221 千円ですが、既に本事業において 100 千円の補助を受けている場合は、2回目の申請において 121 千円までであれば、補助を受けることができます。

(令和4年度分経費の申請について)

Q20 居宅介護で、令和4年度中に70千円の補助交付を受けたが、今年度に令和4年度分として申請できる補助上限額はいくらになるか。

A 居宅介護の補助基準額 107千円 - 既に補助交付を受けている額 70千円 = 37千円が補助上限額になります。

Q21 令和5年度分は補助申請しない代わりに、その補助基準額を令和4年度分の補助基準額に上乗せすることはできるか。

A 補助基準額は令和4年度、令和5年度それぞれ別々に適用されるので、一方の年度の補助基準額を他方の年度に上乗せすることはできません。

Q22 令和4年度に申請した備品を、今回の交付申請でもう一度申請することはできるか。

A 令和4年度に既に補助交付を受けている経費と同一の経費を申請することは、二重の補助に当たるため申請できません。ただし、既に補助交付を受けている経費と同じ品目で、補助交付を受けていない部分については、申請することができます。(例: 消毒液を50本購入し、そのうち30本について令和4年度に補助交付を受けている場合、残りの20本については申請できます。)

なお、令和4年度分の申請をした場合は、令和4年度中に提出された申請書を確認し、重複申請がないか確認を行います。そのため、令和4年度中に申請した経費と同じ品目の未申請経費を計上する場合は、その経費が未申請である旨を申請書別紙1-2-1の積算内訳に記載して下さい。

(個別協議について)

Q23 令和4年度にのみ集団感染等が発生した場合、令和4年度分・令和5年度分の両方で個別協議できるか。

A 個別協議も通常の交付申請と同様に、令和4年度分・令和5年度分それぞれで額算出します。その為、令和4年度にのみ集団感染等が発生した場合、個別協議できるのは令和4年度分のみとなります。なお、令和4年度と令和5年度の両方で集団感染等が発生した場合は、それぞれの年度について個別協議できます。

Q24 今年度は未だ交付申請書を提出していないが、個別協議はできるか。

A 交付申請する前の段階で既に基準単価を超過する見込みの場合は、個別協議していただいて構いません。

Q25 個別協議を行う場合に交付申請書に記載する内容は、通常の交付申請で記載する内容とどう異なるのか。

A 様式1－3の経緯・取組記載欄を国個別協議様式に合わせて細分化していますが、経緯・取組について記載いただく内容自体は異なりませんので、記載欄の説明に沿って記載して下さい。

Q26 内示通知の発出時期や交付申請書・実績報告書の提出期限はいつ頃になるか。

A 内示通知自体が厚生労働省の事務進捗次第になります。都としては、厚生労働省から内示通知が届き次第、交付申請提出依頼を始めとする事務手続きについて随時お知らせ致します。